事務連絡

令和２ 年 ３ 月 10 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局) 御中

中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

厚生労働省子ども家庭局保育課

厚生労働省社会・援護局保護課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚 生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省老健局振興課

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会

福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和２年３月６日付

厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡)等においてお示ししているところ

です。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタ

ノール(医薬品又は医薬部外品)の供給不足が生じていることから、各都道府県

衛生主管部(局)あてに、本事務連絡の別紙のとおり、一斗缶などの大容量消毒

用エタノールを他の容器に詰め替えて使用する際の取扱いについて、周知が行わ

れています。

都道府県におかれましては、別紙内容についてご了知いただくとともに、管内

市町村(特別区を含む。)に対し、周知をお願いいたします。また、管内の社会福

祉施設等から照会があった場合は、併せて周知をお願いいたします。

(別 紙)

事務連絡

令 和 ２ 年２月２８日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール(医薬品又は医薬部外品)の供給不足が生じています。

イベント又は施設等に来訪する者に対し、イベント又は施設の開設者等(以下「事業者等」という。)が感染予防の目的で購入した消毒用エタノールを使用させる場合の取扱いについて、事業者等から照会が寄せられていることから、来訪者等に対する消毒用エタノールの使用について、下記のとおり取扱う旨、貴管下関係者又は事業者等から照会があった場合は、周知いただきますようお願いいたします。

１. イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒

用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。な

お、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授

与等は行わないこと。

２. 容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄

度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

以上